

木曽岬町農業委員会総会議録

令和元年6月5日

木曽岬町農業委員会

木曽岬町農業委員会会議録

令和元年6月5日午後7時00分に、木曽岬町農業委員会総会は木曽岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番 岡村 昇
2番 平松 和憲
3番 伊藤 正人
4番 花井 豊彦
5番 山田 徳仁
7番 岡村 なつ枝
9番 丹村 巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

6番 藤井 保之
8番 大橋 光則

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

白木 齊
佐藤 義博
伊藤 敏則
伊藤 浩二

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員 平松 孝浩
事務員 多賀 達人

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 平松 孝浩

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画について
議案第4号 農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

議長

(開会の挨拶)

本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

只今より、木曽岬町農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、6番の藤井保之委員と8番の大橋光則委員の2名です。

よって出席委員は、農業委員9名、推進委員4名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

議長

(書記の指名)

次に、書記の指名を行います。

書記には、平松 事務局長 を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

それでは、平松 事務局長 よろしくお願ひ致します。

議長

只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議長

農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、岡村昇委員、平松和憲委員にお願い致します。

ご両名の方、よろしくお願ひ致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画について

議案第4号 農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について

以上の4議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます

事務局

総会事項書に基づき説明をさせて頂きます。

まず、事項書2ページの「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明をさせて頂きます。本件については田3件 [] m²と畑1件 [] m²です。

事項書3ページの1番の売買は、[REDACTED]、地目 田、地積 [REDACTED]m²と
[REDACTED]、地目 田 地積 [REDACTED]m²の2筆です。譲渡人は[REDACTED]
[REDACTED]、譲受人は[REDACTED]です。

2番の賃借については、[REDACTED]、地目 畑、地積 [REDACTED]m²と
地目 田、地積 [REDACTED]m²の2筆です。貸付人は[REDACTED]、
借受人は[REDACTED]です。

本件については、別で配布致しました「令和元年6月5日開催農業委員会
農地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権
利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合
には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請
書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するかどうか判断して頂くも
のです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

また、1番の売買と2番の賃借が同一人であることから本資料の面積は、確
認し易いように合算して表示させて頂いており、説明についても省略して説明
させて頂きますのでご承知おきください。

まず1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の
所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に
利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないことになります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農
地の利用の状況ですが、所有地の自作地が[REDACTED]m²で、貸付地が[REDACTED]
m²で、田が[REDACTED]m²、畑が[REDACTED]m²となっています。

次に2ページの1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の
所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、作付作物は田でネ
ギが[REDACTED]m²で、畑もネギで[REDACTED]m²です。

機械の所有状況は、[REDACTED]です。

資料3ページの農作業に従事する者としては、50年の農作業歴があり、世
帯員等その他常時雇用している労働力は、父と母、妻、子、子の妻の6名で農
作業経験もあり、申請地までの距離は約2km以内で移動時間は車で5分以内
です。

次の2号、3号については該当ありません。

次に資料4ページの第4号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後
において農作業に常時従事すると認められない場合は許可する事が出来な
いことになります。

農作業に従事する者の氏名は:[REDACTED]歳、主たる職業:農業、権利
取得者との関係は父、農作業への年間従事日数:[REDACTED]日、[REDACTED]歳、主
たる職業:農業、権利取得者との関係:母、農作業への年間従事日数は[REDACTED]
日、[REDACTED]歳、主たる職業:農業兼会社役員、権利取得者との関係:本

人、農作業への年間従事日数は [] 日、[] 歳、主たる職業：農業兼会社役員、権利取得者との関係：妻、農作業への年間従事日数は [] 日、[] 歳、主たる職業：農業兼会社役員、権利取得者との関係：子、農作業への年間従事日数は [] 日、[] 歳、主たる職業：農業兼会社役員、権利取得者との関係：子の妻、農作業への年間従事日数は [] 日です。

次に第5号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後の農地面積の合計が当町の場合には50aに達しない場合は許可出来ないことになります。

5-1 権利取得後における経営面積は、[] m²です。

5-2 特例事項は該当ありません。

6号7号についても該当なしです。

次に資料の6ページの7周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可することができないこととなります。

「集団性への影響はなく、周辺地域への営農を阻害する要因はない。万一周辺農地等に被害を及ぼした時は、当方で責任をもって解決する。」としています。

また、資料の7ページの地域との役割分担につきましても、「地域の水利調整に参加し、取り決めを遵守します。地域の農地の利用調整に協力します。農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従います。」としています。

以上により事務局としては、1番の売買及び2番の賃借について 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、事項書4ページの「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明致します。本件につきましては、申請件数は畠、2筆、[] m²です。

本件で転用しようとする土地につきましては、県に意見書を添えて進達し、県から許可を頂くのですが、当農業委員会の意見書を添えるにあたり、今回の案件の土地が何種農地なのかによって転用が可能かどうかの判断がなされます。

5ページの申請番号1番について、区分は賃借権、申請地が [] 、地目 畠、地積 [] m²で、賃貸人は [] 、賃借人は同住所の [] です。次に2番の区分は所有権、申請地が [] 、地目 畠、地積 [] m²で譲渡人は [] 、譲受人は [] です。

当該2件の申請は農家住宅建築用地としての転用で、1番の隣接地の状況は、北が畠、南が宅地、東が水路、西が畠となります。雨水排水の計画は、新設するコンクリートブロックにより土砂及び雨水の流出を防止するとともに、申請地内で集水して東側の水路へ排水する計画であります。

2番につきましては、町道から1番の申請地への進入路として申請地と一体で宅地として利用されるものであります。事務局としての見解ですが、転用しようとする土地の農地区分は、第1種農地ですが、申請地が集落内にある畑であり居住するものの日常生活上必要な施設であることから規則第33条第4号の不許可の例外であると考え、転用可能と判断させていただきます。

次に、事項書の6ページ「議案第3号 農用地利用集積計画について」についてですが、利用権の設定に係るもの貸付人4戸、借受人3戸の、筆数が24筆で、面積は [REDACTED] m²です。

8ページの農用地利用集積計画から、整理番号 001 番の利用権の設定を受ける者は [REDACTED]、利用権の設定を行う者が [REDACTED] で、地目、田の面積が [REDACTED] m²の12筆で、地目、畑の面積が [REDACTED] m²の1筆です。利用権等の存続期間、設定期間は10年間で、作物は水稻で再設定の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の9ページとなり、詳細中の借賃は [REDACTED] となります。

次に8ページの農用地利用集積計画から、整理番号 002 番の利用権の設定を受ける者は [REDACTED]、利用権の設定を行う者が [REDACTED] で、地目、田の面積が [REDACTED] m²の3筆で、利用権等の存続期間、設定期間は10年間で、作物は水稻の再設定の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の10ページとなり、詳細中借賃の支払方法は10アールあたり [REDACTED] kg の物納となります。

次に8ページの農用地利用集積計画から、整理番号 003 番の利用権の設定を受ける者は [REDACTED]、利用権の設定を行う者が [REDACTED] で、地目、田の面積が [REDACTED] m²の4筆で、利用権等の存続期間、設定期間は10年間で、作物は水稻の再設定の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の11ページとなり、詳細中借賃の支払方法は10アールあたり [REDACTED] kg の物納となります。

次に8ページの農用地利用集積計画から、整理番号 004 番の利用権の設定を受ける者は [REDACTED]、利用権の設定を行う者が [REDACTED] で、地目、田の面積が [REDACTED] m²の4筆で、利用権等の存続期間、設定期間は3年間で、作物は水稻の再設定の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の12ページとなり、詳細中借賃の支払方法は10アールあたり [REDACTED] kg の物納となります。

本件農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、事項書13ページ「議案第4号 農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について」説明をさせて頂きます。

農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の設定につきまして、下記のとおり設定するものであります。

下限面積につきましては、農地法第3条にて農地の所有権移転や賃貸借権設定の際に要件となる下限面積であり、平成21年の農地法改正に伴い市町村の状況に応じて設定できることになったものであり、当町では、別段の面積を設定せずに農地法における面積50aを必要要件とし、現在に至っていますが、この下限面積につきましては、毎年、検討し総会で決定のうえホームページ等で公表することとなっているものであります。

(1)の農地法施行規則第17条第1項の適用については、同条同項第3号において設定する面積未満の農地を耕作している人数が40%を下回らないように算定されるものとされていることから、2015農林業センサスで、当町の農家で50アール以上の農地を耕作している農家が全農家数の9割を超えて50アール未満の耕作農家が1割以下で40%を下回っているため適用されませんので、現行の下限面積50アールの変更は行わないこととするものであります。

また、(2)の農地法施行規則第17条第2項の適用については、耕作の目的に供されない農地等が相当数存在したり、50アール未満の農家数が増加して農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない場合の、いずれにも該当する場合も下限面積を設定できますが、当町の場合には耕作放棄地率は1%に満たない現状であるため、別段の面積を設定せず、現行の下限面積50アールの変更は行わないこととするものであります。

なお、参考に町ホームページで公表する様式を事項書の14ページに添付させていただいているのでご確認いただければと思います。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。只今から申請書類を回覧させて頂きます。回覧が終りますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いします。

[休会 午後 7時15分]

(申請書回覧)

議長

それでは、申請書の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[開会 午後 7時25分]

議長

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

担当の推進委員は「伊藤晴夫委員」、担当農業委員は私「丹村巧」となりますが、伊藤推進委員は昨年から入院しております、本日の会議も欠席しておりますので、一括して担当農業委員であります私から意見を述べさせていただきます。

- 丹村 巧
申請人は農業経験もあり特に問題なく耕作して頂けると思います。特に賃借に関しては、現状が草刈程度の管理となっていますが、今後は耕作され農地として管理され良い事だと思います。
- 議 長
担当農業委員として私から意見を述べさせていただきましたが、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。
- 佐藤義博
申請人が所有している農地も多いが、そのほとんどが中間管理機構に貸し付けているため、新たに農地を取得して農業を再開したくても作付作物などに誓約を受けるので緩和されるよう県主催の研修会等で会長からも意見を言ってもらいたい。
- 会 長
私も佐藤推進委員と同じ考えなので機会があれば意見を述べたいと思います。
他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。
- (他に意見等なし)
- 議 長
それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「2番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。
はじめに推進委員の「佐藤義博委員」お願いします。
- 佐藤義博
先程の会長の意見と同じで農業経験もあり特に問題なく耕作して頂けると思います。
- 議 長
ありがとうございました。
次に農業委員の「伊藤正人委員」のご意見をお願いします。
- 伊藤正人
私も佐藤推進委員と同じで特に問題ないと思います。
- 議 長
ありがとうございました。
ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。
- (特に意見等なし)
- 議 長
それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、続きまして「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」及び「2番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。
はじめに「白木斉委員」お願いします。

- 白木斎 孫の農家住宅であり接道要件の関係での必要最小限の売買で特に問題ないと
思います。
- 議長 ありがとうございました。
次に「岡村昇委員」のご意見をお願いします。
- 岡村昇 白木推進委員と同様で、特に問題ないと
思います。
- 議長 ありがとうございました。
ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委
員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。
- (特に意見等なし)
- 議長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思
いますが、ご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に
ついて」の「1番」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。
- (挙手全員)
- 議長 ありがとうございました。
挙手全員により、「1番」は、原案どおり可決決定致します。次に「2番」につきま
して、原案に賛成の方は挙手願います。
- (挙手全員)
- 議長 ありがとうございました。
挙手全員により「2番」は、原案どおり可決決定致します。
続きまして「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1
番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手
願います。
- (挙手全員)
- 議長 ありがとうございました。

議長　　議案第3号 農用地利用集積計画について、原案に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長　　ありがとうございました。

議長　　議案第3号 農用地利用集積計画について、原案に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長　　ありがとうございました。

議長　　議案第3号 農用地利用集積計画については、原案どおり可決決定致します。

議長　　議案第4号 農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について、原案に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長　　ありがとうございました。

議長　　議案第4号 農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定については、原案どおり可決決定致します。

議長　　これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。
長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。
これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

（午後7時35分 閉会）

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は
正確であることを証するためにここに署名する。

令和元年 月 日

木曽岬町農業委員会 会長

木曽岬町農業委員会 委員

木曽岬町農業委員会 委員